

埼玉県中小企業振興基本条例

(平成14年12月24日施行)

(平成24年10月16日改正)

目的

(第1条)

中小企業の健全な発展を図ることにより、埼玉県経済の活性化及び発展に寄与する。

基本方針

(第3条)

中小企業の振興は、県が中小企業の創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国、市町村、商工団体及びその他の機関の協力を得ながら推進する。

中小企業の 振興施策の大綱

(第4条)

- 中小企業の経営基盤の強化を支援し、経営の健全な発展に寄与する施策
- 中小企業の専門性を高め、技術及び新製品の開発、販路拡大、営業力の強化等の経営革新の促進に寄与する施策
- 中小企業の海外における事業の展開等の促進に関する施策
- 中小企業の経営環境等の変化への対応に関する施策
- 中小企業に対する金融の円滑化の推進に関する施策
- 中小企業の振興に寄与する地域環境の整備改善に関する施策
- 創業及び新事業の創出の促進に関する施策
- 中小企業の従事者の人材の育成及び確保に関する施策
- 中小企業の経営者及び後継者の育成に関する施策
- 商工団体の活動の促進に関する施策

県の責務

(第5条)

- 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、次の措置を講ずる。
 - ・ 予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努める。
この場合において、防災活動その他の地域における公益の増進に寄与した活動の実績を考慮するよう努める。
 - ・ 中小企業者に係る下請契約の適正化に資する対策の実施に努める。
- 物品の調達等に当たっては、中小企業者が製造又は加工した物品の利用の推進に努める。
- 中小企業者の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努める。
- 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の充実及び改善を要請する。
- 地域、産業界及び大学等と連携を図り、効果的な施策の実施に努める。

その他

■ 財政上の措置（第6条）

県は、第4条（中小企業の振興施策の大綱）の施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

■ 市町村等への支援（第7条）

県は、市町村及び商工団体が取り組む中小企業の振興策について、必要な支援を行う。

■ 中小企業者の努力（第8条）

中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生の上昇のため、自主的に努力を払い、消費者への安心及び安全な財やサービスの提供に努めるとともに、地域生活環境との調和に努める。

■ 県民等の理解と協力（第9条）

県民及び中小企業の事業に関係のある者は、中小企業の振興が県民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力する。

■ 議会への報告（第10条）

知事は、中小企業の振興のために講じた施策の実施状況について、適宜、議会に報告する。